

大和市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年1月31日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査対象 都市施設部
- 2 監査対象期間 平成31年1月～令和元年12月
- 3 監査年月日 令和2年1月31日
- 4 監査の方法 この監査は、都市施設部（都市施設総務課、道路安全対策課、道路・河川管理課、下水道経営課、下水道施設課、水質管理センター）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 財産管理に関する事務
 - (5) 補助金交付に関する事務
 - (6) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
 - (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (8) つり銭・領収印の管理に関する事務
 - (9) 備品管理に関する事務
 - (10) 行政財産の目的外使用許可・貸付に関する事務
 - (11) 切手の受払に関する事務
 - (12) 収入印紙の受払に関する事務
 - (13) 狭あい道路手続に関する事務
 - (14) 私道整備助成事業に関する事務
 - (15) 私道の寄附採納に関する事務

- (16) 公有財産取得に関する事務
- (17) 原材料の管理に関する事務
- (18) 道路占用許可に関する事務
- (19) 法定外公共物占用許可に関する事務
- (20) 下水道受益者負担金賦課に関する事務
- (21) 下水道使用料賦課に関する事務
- (22) 水洗便所改造貸付基金の管理に関する事務
- (23) 排水設備工事に関する事務
- (24) 物件設置許可に関する事務
- (25) 指定下水道工事店指定に関する事務
- (26) 指定水路の占用許可に関する事務
- (27) 河川占用許可に関する事務
- (28) 下水道の占用許可に関する事務
- (29) 自転車駐車場使用料徴収に関する事務
- (30) 放置自転車等移動保管料徴収に関する事務

5 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(道路・河川管理課)

河川占用許可に関する事務において、占用等許可申請及び占用等許可決定がなされていないにもかかわらず、占用料の調定及び納付通知を行っているものがあつた。

(下水道経営課)

下水道使用料賦課に関する事務において、調定が遅延しているものがあつた。